

# 大分県レディースバドミントン連盟規約

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 本連盟は大分県レディースバドミントン連盟と称する。

(構成)

第2条 本連盟は大分県に居住する女性をもって構成する。

(事務局)

第3条 大分県レディースバドミントン連盟理事長宅に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本連盟はバドミントンを通じ会員相互の親睦を図り、女性のバドミントン競技の普及と技術の向上に努め、大分県のバドミントンの発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第5条 本連盟は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1.各種競技会の開催
- 2.各種講習会の開催
- 3.その他本連盟の目的達成に必要な事業

## 第3章 組織及び会員登録

(組織)

第6条 本連盟は本連盟の趣旨に賛同する次の者をもって組織する。

(会員登録)

第7条 県内に居住する女性で、レディースとして登録したものが会員となる。

ただし、小・中・高校生を除く。専門学校生及び大学生で学生連盟に登録していない者は可。

- 2 同時に2つ以上のチームに登録してはならない。なお、大分県バドミントン協会および各郡市バドミントン協会への登録は同一チーム名でなければならない。
- 3 未登録者は本連盟が主催及び主管する大会に参加できない。

(加盟)

第8条 加盟しようとする者は大分県バドミントン協会及び大分県レディースバドミントン連盟が定めた登録手続きを行うとともに、登録料を納付しなければならない。

- 2 加盟後は(公財)日本バドミントン協会、日本レディースバドミントン連盟に加入したこととなる。

## 第4章 役員

(役員)

第9条 本連盟に以下の役員を置く。

|      |                           |
|------|---------------------------|
| 会長   | 1名                        |
| 副会長  | 2名以内                      |
| 理事長  | 1名                        |
| 副理事長 | 2名以内                      |
| 事務局長 | 1名                        |
| 常任理事 | 若干名                       |
| 理事   | 8名(ほかに学識経験者若干名を置くことができる。) |
| 評議員  | 16名                       |
| 監事   | 2名                        |

2 前項に定めるものの他、名誉会長、顧問を置くことができる。

## 第5章 任 務

(役員の仕事)

第10条 会長は本連盟を代表する。

- 2 理事長は総会の決議に従い会務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し会務を執行する。
- 4 事務局長はこの会の事務を処理する。
- 5 常任理事は理事長及び副理事長を補佐し会務を分担する。
- 6 理事は会務を掌理する。
- 7 監事は会計を監査し、また、会計事務の処理に関して適切な助言を与える。
- 8 評議員はそれぞれ各郡市を代表して総会に出席し、議案の審議及び議決をなす。
- 9 名誉会長及び顧問は、本連盟の重要な事項について、会長の諮問に応じ意見を述べるができる。

(役員を選出)

第11条 会長、副会長、理事長、副理事長、学識経験者理事は常任理事会において推挙し、総会において承認を得る。

- 2 事務局長、監事は理事会の推挙により会長が委嘱する。
- 3 常任理事は、理事の中から理事会の推挙により会長が委嘱する。
- 4 理事は各ブロックより各1名(選出基準は細則に定める。)の8名及び学識経験者若干名とする。ただし、学識経験者は会長の委嘱とする。
- 5 第9条第2項の名誉会長、顧問の選出基準は以下のとおりとする。
  - (1) 名誉会長は、本連盟の会長を通算して25年以上務めた者
  - (2) 顧問は、本連盟の理事長、常任理事を通算して25年以上務めた者

(3) 特に本連盟に功績があり、理事会が認めた者

(4) 上記に該当する者が、本連盟の役員を退任した時に理事会の推薦により会長が委嘱する。

6 名誉会長、顧問は各種大会のプログラムに役職・氏名を掲載し、その功績に対して敬意を表するものとする。

#### (役員の任期)

第12条 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 欠員の補充のため選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 名誉会長、顧問の任期は終身とする。

4 役員の任期は、西暦の偶数年4月1日に始まり、翌偶数年の3月31日をもって終わる。

但し、総会が年度末以降に開催される場合は、この総会の日まで前任者が務めることとする。

5 理事は、満70歳を超えての就任・再任を認めない。

## 第6章 会 議

#### (会議)

第13条 本連盟の会議は総会、常任理事会及び理事会とする。

#### (総会)

第14条 定期総会は毎年1回とする。また、会長が必要と認めた時に臨時総会を開催することができる。

#### (総会の議題)

第15条 総会は次の事項を審議する。

1 事業報告及び決算

2 事業計画及び予算

3 役員の選出

4 規約の改廃

5 その他、本連盟の目的達成のための必要な事項

#### (総会の定数)

第16条 総会はその構成員の過半数の出席（委任状を含む）を以て成立する。

#### (総会の議決)

第17条 総会の議決は出席者の過半数の賛成により議決する。

なお、賛否同数の場合は議長の決するところによる。

#### (常任理事会)

第18条 常任理事会は理事長が必要に応じて招集する。

#### (理事会)

第 19 条 理事会は必要に応じて会長が招集する。

2 本連盟の運営に必要な内規は、理事会で定める。

## 第 7 章 会 計

(経費)

第 20 条 本連盟の経費は、大会参加費・事業費、登録費及びその他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第 21 条 本連盟の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

### 附則

本規約は昭和 61 年 4 月 1 日より発効する。

(規約改正) 平成 13 年 5 月 15 日より発効する。

(規約改正) 平成 14 年 5 月 13 日より発効する。

(規約改正) 平成 15 年 5 月 13 日より発効する。

(規約改正) 平成 25 年 5 月 21 日より発効する。

(規約改正) 令和元年 5 月 26 日より発効する。

(規約改正) 令和 2 年 5 月 24 日より発効する。

(規約改正) 令和 3 年 5 月 31 日より発効する。

(規約改正) 令和 4 年 5 月 22 日より発効する。

(規約改正) 令和 6 年 5 月 19 日より発効する。

# 大分県レディースバドミントン連盟規約細則

## 1 第11条関連(理事・評議員の選出ブロック割)

| 各<br>ブ<br>ロ<br>ッ<br>ク<br>ご<br>と<br>の<br>団<br>体 | 区分       | 団体数 | 加盟団体  | 評議員数 | 理事数 |
|------------------------------------------------|----------|-----|-------|------|-----|
|                                                | 中央ブロック   | 2   | 大分市   | 1名   | 1名  |
|                                                |          |     | 由布市   | 1名   |     |
|                                                | 別府ブロック   | 1   | 別府市   | 1名   | 1名  |
|                                                | 国東半島ブロック | 4   | 杵築市   | 1名   | 1名  |
|                                                |          |     | 国東市   | 1名   |     |
|                                                |          |     | 姫島村   |      |     |
|                                                |          |     | 日出町   | 1名   |     |
|                                                | 県北ブロック   | 3   | 中津市   | 1名   | 1名  |
|                                                |          |     | 宇佐市   | 1名   |     |
|                                                |          |     | 豊後高田市 | 1名   |     |
|                                                | 久大ブロック   | 3   | 日田市   | 1名   | 1名  |
|                                                |          |     | 玖珠町   | 1名   |     |
|                                                |          |     | 九重町   |      |     |
|                                                | 豊肥ブロック   | 2   | 竹田市   | 1名   | 1名  |
|                                                |          |     | 豊後大野市 | 1名   |     |
|                                                | 臼津ブロック   | 2   | 臼杵市   | 1名   | 1名  |
|                                                |          |     | 津久見市  | 1名   |     |
|                                                | 佐伯ブロック   | 1   | 佐伯市   | 1名   | 1名  |

### 参考

大分県レディースバドミントン連盟あゆみ

昭和61年5月(1986年) 大分県家庭婦人バドミントン連盟発足

平成13年5月(2001年) 大分県レディースバドミントン連盟に名称変更